

警察職員の証人出廷に関する事務処理要領について（例規）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、警察職員が取り扱った各種事件に関して、証人として出廷する場合の手續等の必要な事項を定めたもので、昭和48年6月1日から実施しています。